

点呼は安全運行の最後の砦

トラック輸送は、国のすみずみまで物資を運ぶことから、国民生活や産業活動を支える「国の血液」とも言われる重要な産業です。

この重要な産業の更なる発展のためにも、益々の安全運行が求められており、この鍵を握る重要な業務が「点呼」です。

ドライバーと直接コミュニケーションを取る機会である「点呼」を正しく確実に行うことは、トラック輸送の生命線です。

すべてのトラック事業者は、「安全が第一」「点呼は安全運行の最後の砦」を心に刻んで、日々の業務に携わっていただくようお願いします。



国土交通省 自動車局
公益社団法人 全日本トラック協会
一般社団法人 日本路線トラック連盟
独立行政法人 自動車事故対策機構

点呼の規定と点呼の例(その1)

運行管理者の業務

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第20条第1項第8号)

運転者に対して点呼を行い、報告を求め、確認を行い、及び指示を与え、並びに記録し、及びその記録を保存し、並びにアルコール検知器を常時有効に保持すること。

乗務前点呼(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項)

貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の乗務を開始しようとする運転者に対し、対面(運行上やむを得ない場合は電話その他の方法。)により点呼を行い、次に掲げる事項について報告を求め、及び確認を行い、並びに事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示をしなければならない。(後段略)

一 酒気帯びの有無

アルコールチェッカーを使用して下さい。
昨夜は飲酒をしましたか?
どのくらいの量を飲みましたか?



二 疾病、疲労その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無

昨夜はしっかり睡眠がとれましたか?
体調は悪くありませんか?



三 日常点検の実施又はその確認

日常点検の結果はどうでしたか?
異常はなかったですか?



国道〇号線が工事で渋滞が予想されるので、県道に迂回してください。

点呼の規定と点呼の例(その2)

乗務後点呼(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第2項)

貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の乗務を終了した運転者に対し、対面により点呼(運行上やむを得ない場合は電話その他の方法。)を行い、当該乗務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況並びに他の運転者と交替した場合にあっては交替した運転者への通告について報告を求め、及び酒気帯びの有無について確認を行わなければならない。(後段略)



顔色が悪いようですが、
体調は悪くありませんか？



車に異常はありません
でしたか？



アルコールチェッカーの
結果は問題ないですが、
飲酒はしていませんか？



※ 中間点呼(乗務前・乗務後点呼のいずれも対面で行うことができない乗務を行う運転者に対し、当該乗務の途中で行う電話等による点呼)についても、基本的には乗務前・乗務後点呼と同様です。

アルコール検知器の備付け及び常時有効保持 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第4項)

貨物自動車運送事業者は、アルコール検知器を営業所ごとに備え、常時有効に保持するとともに、乗務前・乗務後・中間点呼において、酒気帯びの有無について確認を行う場合には、運転者の状態を目視等で確認するほか、当該運転者の属する営業所に備えられたアルコール検知器を用いて行わなければならない。

点呼の実施は ^{いのち}トラック輸送の 生命線です



過労、疾病の影響などで運転することは重大事故につながります。

点呼は、このような危険な運転を防ぐ重要な手段であり、荷主の信頼を得る第一歩です。

点呼時のコミュニケーションの重要性



点呼項目が多いほど、

(顔色、声の調子、歩き方、服装、運行上の注意点 等)

事故が発生しにくくなるという調査結果があり、

点呼時のコミュニケーションが事故の未然防止につながります。



点呼を確実にを行い、ドライバーとのコミュニケーションを十分にとる等により、安全性優良事業所（Gマーク）の認定を受け、荷主からも高い信頼を得ている営業所も増えています。